

Q

公私間格差の解消と 更なる拡充を！

A



植田 喜晴 議員

質問者

問

高校授業料の無償化は、憲法の理念

をふまえ、教育の機会均等を保障する点で国民の強い願いの実現であり評価でき歓迎できる。

答

町長

通学費などの負担がある。これらの課題について制度のさらなる拡充を国・県に求め、年収が概ね500万円までは、授業料が無償化されるよう、町独自の助成が必要と考えるがどうか。

就学援助金制度の基準を明確にし、広く運用を

極めて町としての対応を検討します。

問

就学援助金制度の基準を明確にし、広く運用を

子どもたちが親の経済的理由で学習の機会を失うことがないように、等しく教育を受ける制度として就学援助制度がある。

高校授業料無償化の問題で、小・中学校の義務教育あるいは高等学校を義務教育的に見るか、完全選択制と見るのかで対応が異なります。500万円未満は実質無償化されるが、概ね年収350万円未満は実質無償化されると年額11万8800円の就学支援金のみで授業料が、350万円を超える負担が残る。その上、入学者金、施設拡充費、教育充実費など多額の費用負担が必要である。また、公・私立とも修学旅行費、

就学に必要な経費の支援を行います

教育長

高校授業料無償化の問題で、小・中学校の義務教育あるいは高等学校を義務教育的に見るか、完全選択制と見るのかで対応が異なります。500万円未満は実質無償化されるが、概ね年収350万円未満は実質無償化されると年額11万8800円の就学支援金のみで授業料が、350万円を超える負担が残る。その上、入学者金、施設拡充費、教育充実費など多額の費用負担が必要である。また、公・私立とも修学旅行費、

就学に必要な経費の支援を行います

教育長

国、県の指針を踏まえ検討します

Q

要保護118名の計138名で支給額が700万円。中学校では要保護64名の計81名で支給額が560万円で合計1260万円となっています。該当の方は、市町民税の非課税、児童扶養手当の支給者などです。

いう点で重要な役割を果たす専門職の司書の配置・充足が要となるが現状はどうか。運営には町が直接責任を持つことが必要であるが考えを問う。

図書館の管理運営は、所管の社会教育課長が図書館長で管理しています。照明設備も省エネ器具に変え読書には快適な環境になっています。また、平成17年度から臨時職員12名の内3名の図書館司書が交代で勤務し対応しています。

蔵書の充実を充実し、図書館司書は交代勤務で対応しています

答

蔵書の充実を充実し、図書館司書は交代勤務で対応しています

ます

教育長

図書の購入は年間約2000冊で図書の充実を行っています。この5年間の予算額、年間購入数及び蔵書数を比較すると予算額は、平成17年度2



蔵書の充実を！